**公明コメント**

公明党です。

現在、新型コロナウイルスの感染拡大により、多くの人々の命・健康を脅かし、日々の暮らしや仕事に大きな影響をもたらしています。大阪においても皆さまには、外出自粛や休業要請などで、大変なご不便をおかけしています。

この度、お亡くなりになられました方々には、心よりお悔やみ申し上げますとともに、現在、治療や療養を余儀なくされている皆さまには一日でも早いご回復をお祈り申し上げます。

私たち公明党は、コロナ対策を最優先に掲げ、さまざまな制度の構築に全力で取り組んできました。国においては一律10 万円の給付金制度の実現や非正規やフリーランスを含む雇用の維持・確保のための支援の強化、府・市においては府知事や市長に何度も緊急要望するなどし、コロナと戦う医療従事者へのサポートの充実・強化、大阪市においては水道料金の減免措置等、実現してきました。

今後も皆さまのためにコロナ対策に取り組んでまいりたいと思いますので、何卒ご理解・ご協力をお願いいたします。

それでは、公明党が大都市制度の法定協議会、いわゆる都構想の議論においてどのような主張を行ってきたのか、今日は皆さまにできるだけわかりやすくお伝えしていきたいと考えています。

公明党は、一貫して住民サービスの維持・拡充と新しい大阪のあり方について積極的に議論を行ってきました。

２０１９年６月に法定協議会が再開されてから、これまでの問題点を踏まえ次の４つについて提案しました。

１つ目に、特別区設置に伴い住民サービスを低下させないこと。

２つ目に、現在の区役所を残し、窓口サービスを維持・拡充すること。

３つ目に、初期コストを最少限に抑えること。

４つ目に、全ての特別区に児童相談所を設置すること。

その結果、我が党の提案に沿って特別区の制度案が修正され、より良いものにすることができました。

まず１つ目に、特別区設置に伴い住民サービスを低下させないということです。

具体的には大阪市が独自に実施してきた敬老パス、塾代助成事業や子ども医療費助成制度などの住民サービスを維持し、特別区になっても継続していくことが重要です。

協定書には「維持するよう努める」といった努力義務ではなく、「維持すること」と住民サービスを確実に承継していくことを明記すべきであると求めました。

その結果、住民サービスの内容や水準を維持すると明記されることになりました。

さらに、現在の270 万人口を抱える大阪市体制から４つの特別区に権限と財源が移っていくことで、より住民の皆さまが望んでいるサービスの実現につながります。

例えば特別区では、図書館機能をより使いやすくしたり、独自の高齢者施策や子育て世帯への助成、区内の公園について整備を広げたりするなど、住民の声を聞いて身近な区長の判断で実施することも可能です。

大阪市域全域となると24区すべてで平等に実施しなければならず、実現が難しい事業も、4つの特別区であれば、身近なところで住民のみなさんが望んでいる政策の実現ができます。

そこで重要になるのは、特別区の財源の充実です。

特別区において住民サービスを安定的に維持、さらに向上させていくためには、これまでの議論を超える財源配分が望ましいと要望しました。

そうした我が党の要望を踏まえ、委員間で協議した結果、特別区設置から10 年間は毎年37億円、それ以降も毎年17億円の特別区への追加的な財源が措置されることとなりました。特別区における安定的な住民サービスの提供に向けて大きな前進であると考えます。

２つ目に、いまの区役所機能を維持し、決して窓口サービスを低下させないことです。「区役所がなくなるって聞いたけど本当なのか」というご心配の声が多く寄せられていました。我が党から、区役所の体制の確認や慣れ親しんだ区役所の名称を変えないという提案などを行い、各種証明の発行など窓口サービスや保健福祉の相談・支援などが今までどおり区役所で継続され、住民皆さんの利便性が維持されることが明確になりました。

また、窓口サービスに関しても、より住民に近い区長のもとで、例えば新たな窓口を設置したり、サービスによってインターネットでの受け付けを受け入れたり、柔軟に取り組むことも可能です。

次に設置コストです。コストはできるだけ抑えることが重要です。

この点についても、我が党の提案を受けこれまで以上に改善が図られました。これまでの案では、初期費用で最大563億円、このうち庁舎整備経費で361億円と試算が示されていましたが、将来の住民サービスの充実のためには、新たな住民負担となる庁舎設置コストは最少限に抑える必要があると考えており、我が党からは、設置コスト削減のために既存庁舎の利活用状況の再調査などを主張しました。

その結果、庁舎整備経費46億円とすることができ、初期費用を241億円にまで抑えることができました。

そして、児童相談所の設置です。児童虐待防止対策の強化は喫緊の課題です。全ての特別区に児童相談所が１年でも早く実現することが必要であることを主張しました。

これに対し、市長からは市として４カ所体制をめざすとの整備方針が示されました。法定協議会ではそれを踏まえ、特別区が設置された場合における児童相談所の運営方法や相談体制のあり方が示され、しっかりとした体制と具体的な整備スケジュールを構築することができました。

さてこれまで、公明党からの4つの提案について説明してきましたが、2020 年以降の協議会において、さらに次の点について我が党の提案を受けて改善がなされました。

特別区の地域防災計画に、24カ所の区役所単位での災害対策本部の設置も盛り込むべきだと訴え「24区の災対本部の設置を特別区の防災計画に盛り込む」という方向性が示されました。

次に、動物園や博物館などの市民利用施設での優遇措置については、特別区民は当然のこと、府民の皆さまへも優遇の対象を拡大すべきと訴えました。

その結果、特別区においては優遇措置を継続し、府民の皆さまにも拡大するよう調整していく方向性が示されました。

また、特別区をまたいだ通学・通園などについても、特別区を境にしてサービスが受けられなくなるような事態は避けられるよう対策を進めるとの方向性が示されました。

以上のとおり、ここまで公明党の主張に沿った形で制度案にしっかりと反映できました。

今後もさらにより良い制度となるよう全力で取り組んでまいります。

今世界は、新型コロナウイルス対策が最大の課題であり、大阪府・市においても同様であると考えています。しかし同時に、このような非常事態に陥ったときに府民・市民の皆さまの命や健康、暮らしを守り迅速で効果的、効率的な行政サービスが提供できるようしっかりとした行政機構の受け皿を作り上げていくこも重要です。

大阪と関西の成長は密接にリンクしております。

よって、関西大都市圏としての成長を視野に入れ、その推進と発展を支えながら、大阪の特色や独自性を生かした将来ビジョンと戦略が必要となってきます。大都市制度改革はその第一歩だと考えています。

特別区設置に向けた議論は、法定協議会や議会で続いてくことになりますが、が、我が党としては、大阪の改革を前に進めるため、今後も特別区設置に賛成の立場から、将来の大阪のあり方を形作る議論に責任をもって、府民・市民の皆さまの生活がより良いものになるように、しっかりと住民目線に立った議論を行ってまいります。